

保険法施行に伴う取扱特約条項

第1条（特約の適用）

当社は、契約日が平成22年3月1日以前の保険契約に、当社の定める範囲で、この特約を付加し、この特約に定めるとおり取り扱います。

第2条（保険金等の支払いの場所と時期）

- ① 保険契約に定める給付（保険金、給付金および年金をいい、保険料払込免除を含みます。以下「保険金等」といいます。）が支払われるときは、主約款（主契約（この特約が付加される主たる保険契約のことをいいます。以下同じ。）に適用される普通保険約款をいいます。以下同じ。）または主契約に付加されている特約（この特約は含みません。以下同じ。）の特約条項（以下「付加特約条項」といいます。）に定める保険金等の支払いの場所と時期に関する規定にかかわらず、次の各項に定めるところにより取り扱います。
- ② 保険金等は、当社の定める請求書類が当社に到達した日の翌日からその日を含めて5日以内（ただし、主約款または付加特約条項に定める保険金等の支払いの場所と時期に関する規定において5営業日以内と定めている場合は、5営業日以内とします。）に当社の本社で支払います。この請求書類が当社に到達した日を、当社が請求を受けた日とします（以下、「請求日」といいます。）。
- ③ 次に定める確認が必要な場合に、第2項の書類だけでは必要な事実の確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当社の指定した医師による診断を含みます。）を行いません。この場合には、主約款および付加特約条項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めて45日を経過する日とします。

| 号 | 確認が必要な場合 | 確認する事項 |
|---|--|--|
| 1 | 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 | 主約款および主契約に付加されている特約に定める保険金等の支払事由発生の有無 |
| 2 | 保険金等支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 | 保険金等の支払事由が発生した原因 |
| 3 | 告知義務違反に該当する可能性がある場合 | 当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因 |
| 4 | 主約款または主契約に付加されている特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 | 第2号および第3号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実 |

- ④ 第3項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第2項および第3項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（第1号から第4号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

| 号 | 確認する事項 | 特別な照会や調査の内容 | 日数 |
|---|------------------------|---|------|
| 1 | 第3項第2号から第4号に定める事項 | 弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 | 180日 |
| 2 | 第3項第1号、第2号または第4号に定める事項 | 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 | 180日 |
| 3 | 第3項第1号、第2号または第4号に定める事項 | 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第3項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 | 180日 |
| 4 | 第3項各号に定める事項 | 日本国外における調査 | 180日 |

- ⑤ 第3項および第4項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- ⑥ 第3項または第4項の確認を行なう場合には、当社は、保険金等を請求した者に、その旨を通知します。
- ⑦ 本条の規定は、請求日が、平成22年3月2日以降の場合に限り適用します。

第3条（重大事由による解除）

- ① 当社は、主約款および付加特約条項に定める重大事由による解除の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合に限り、この保険契約または主契約に付加されている特約を将来に向かって解除することができます。

1. 以下の保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、以下のいずれかの者が事故招致（未遂を含みま
す。以下同じ。）をした場合

| 保険金等 | 事故招致した者 |
|---|-----------------------------|
| 死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種 類および給付の名称の如何を問いません。） | 保険契約者 死亡保険金の受取人 |
| この保険契約の死亡保険金以外の保険金等 | 保険契約者 被保険者 当該保険金等の受取人 |
| この保険契約の保険料払込免除 | 保険契約者 被保険者 |

2. この保険契約の以下の保険金等の請求に関し、以下の者に詐欺行為（未遂を含みます。以下同じ。）があった場合

| 保険金等 | 詐欺行為を行なった者 |
|--------------|------------|
| 死亡保険金 | 死亡保険金の受取人 |
| 死亡保険金以外の保険金等 | 当該保険金等の受取人 |
| 保険料払込免除 | 保険契約者 |

3. この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被
保険者もしくは保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除
されるなどにより、当会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約
を継続することを期待しえない第1号および第2号に掲げる事由と同等の事由がある場合

- ② 当会社は、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、第1項の規定によりこの保
険契約を解除することができます。この場合には、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保
険料の払込免除事由による保険金等の支払いまたは保険料の払込みの免除をしません。また、この場合に、すでに保
険金等を支払っていたときにはその返還を求めることができ、すでに保険料の払込みを免除していたときには払込み
を免除した保険料の払込みがなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の規定によるこの保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者が不
明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないとき
には、被保険者または保険金等の受取人に通知します。また、その他正当な理由によって保険契約者、被保険者または
保険金等の受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知します。
- ④ 死亡保険金の受取人に解除の通知を行なうときには、当社がそのうちの1人に対して行なった通知はその他の死
亡保険金の受取人に対してもその効力を有するものとします。
- ⑤ 当会社は、この保険契約を解除した場合に、返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ⑥ 本条の規定は、平成22年3月2日から適用します。

第4条（保険金等の受取人による保険契約の存続）

- ① 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」
といいます。）による保険契約またはこの保険契約に付加されている特約の解約は、解約の通知が当会社に到達した
時から1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 第1項の解約が通知された場合でも、通知の時に次回の各号のすべてを満たす保険金等の受取人が、保険契約
者の同意を得て、第1項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じた
とすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ当社にその旨を通知したときは、第1項の
解約はその効力を生じません。
1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
2. 保険契約者でないこと
- ③ 保険金等の受取人は、第2項の通知をする場合には、当社の定める書類を当社に提出してください。
- ④ 第1項の解約の通知が当社に到達した日以後、その解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じな
くなるまでに、保険法（平成20年法律第56号）第62条および第91条に定める保険給付にかかわる保険金等の支払事由が
生じ、当社がその保険金等を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支
払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金等の受取人に支
払います。
- ⑤ 債権者等による解約の通知が当社に到達した時から1カ月を経過する日において、保険契約の解約が制限されて
いる場合は、第1項から第4項までの規定の適用はありません。この場合、解約の通知が当社に到達した時に、保
険契約の解約の効力が生じます。
- ⑥ 第4項の規定に基づき次の各号に定める年金を支払うべき場合において、その支払うべき金額が第2項本文の金額
に満たない場合は、当該年金の原資から第2項本文の金額を債権者等に支払い、その支払い後の年金原資に基づき新
たに当該年金額を定めます。ただし、新たな年金額が当社の定める額に満たないときには、年金の支払いを行
なわず、その支払い後の年金原資を一時にその年金の受取人に支払います。
1. 保険金等の一時支払いに代えて、年金支払いするもの
2. 被保険者または保険契約者の死亡、傷害もしくは疾病を原因として支払われる年金
- ⑦ 本条の規定は、第1項に規定する解約の通知が、平成22年4月1日以降に当社に到達した場合に限り適用します。

第5条（解約）

保険契約者は、この特約のみを解約することはできません。

（平成22年3月2日実施）